

日薬総発第 15 号
令和 4 年 1 月 13 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 安部好弘

セーフティネット保証 5 号の対象業種の指定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までのセーフティネット保証 5 号の対象業種が中小企業庁より公表されましたのでお知らせいたします。この度指定された対象業種には、令和 3 年 8 月 1 日以降の業種指定から引き続き、「6031 ドラッグストア」「6032 医薬品小売業（調剤薬局を除く）」及び「6033 調剤薬局」が含まれています。

セーフティネット保証 5 号は全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための制度であり、セーフティネット保証 5 号の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合 80%）を利用することが可能となります。セーフティネット保証 5 号の利用に当たっては、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となりますので、お近くの市区町村にお問い合わせください。

詳細につきましては、下記リンクを通じて、中小企業庁 HP をご参照いただくとともに、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、併せて貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

○関連リンク

【中小企業庁 HP】

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm